

管理計画の認定基準

管理組合の運営

- ・管理者等及び監事が定められている
- ・集会（総会）が年1回以上開催されている

管理規約

- ・管理規約が作成されている
- ・管理規約にて下記について定めている
- ・緊急時等における専有部分の立ち入り
- ・修繕等の履歴情報の保管
- ・管理組合の財務・管理に関する情報の提供

管理組合の経理

- ・管理費と修繕積立金の区分経理がされている
- ・修繕積立金会計から他の会計への充当がされていない
- ・直前の事業年度の終了日時点における修繕積立金の3ヶ月以上の滞納額が全体の1割以内である

長期修繕計画の作成及び見直し等

- ・長期修繕計画（標準様式準拠）の内容及びこれに基づき算定された修繕積立金額が集会（総会）で決議されている
- ・長期修繕計画の作成又は見直しが7年以内にされている
- ・長期修繕計画の計画期間が30年以上かつ残存期間内に大規模修繕工事が2回以上含まれている
- ・長期修繕計画において将来の一時的な修繕積立金の徴収を予定していない
- ・長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の総額から算定された修繕積立金の平均額が著しく低額でない
- ・計画期間の最終年度において、借入金の残高のない計画となっている

その他

- ・組合員名簿、居住者名簿が備えられており、年1回以上内容の確認が行われている
- ・長崎県マンション管理適正化指針に照らして適切なものである

※ 認定基準の詳細については、国土交通省作成の「管理計画認定に関する事務ガイドライン」をご確認ください。

※ 書類が認定基準に合致しているか、マンション管理士に聞くことができる相談窓口もあります。

マンション管理計画認定制度相談ダイヤル（一社）日本マンション管理士会連合会

問合せ先：03-5801-0858 受付時間：月曜日～金曜日 午前10時～午後5時（土日祝除く）

電話対応者：原則として、相談者の地元の都道府県マンション管理士会の相談員